

# 福岡工業大学 機関リポジトリ

## FITREPO

Title	生物多様性条約(CBD)締約国会議における統合的海洋沿岸管理(IMCAM)の展開
Author(s)	中川 智治
Citation	福岡工業大学環境科学研究所所報 第6巻 P3-P11
Issue Date	2012
URI	<a href="http://hdl.handle.net/11478/327">http://hdl.handle.net/11478/327</a>
Right	
Type	Research Paper
Textversion	publisher

Fukuoka Institute of Technology

# 生物多様性条約(CBD)締約国会議における統合的 海洋沿岸域管理(IMCAM)の展開\*

中川智治 (社会環境学部 社会環境学科)

## Development of Integrated Marine and Coastal Area Management (IMCAM) within the Conference of the Parties of the Convention on Biological Diversity (CBD)

Tomoharu NAKAGAWA, *Doctor in Laws (Kyushu University)*

(Department of Socio-Environmental Studies, Faculty of Socio-Environmental Studies)

The Marine Biodiversity Conservation Strategy of Japan, formulated by the Ministry of the Environment in March 2011, introduced "the integrated management of the Sea" as a part of basic perspectives on marine biodiversity conservation policy. This integrated manner of ocean management was proposed by the Agenda 21 in its Chapter 17. The Convention on Biological Diversity (CBD), a milestone document of the Earth Summit, introduced the Integrated Marine and Coastal Area Management (IMCAM), as a thematic area for conservation and sustainable use of the marine and coastal biological diversity, in its decision II/10 of the Conference of the Parties (COP). The subsequent arguments within the Subsidiary Bodies on Scientific, Technical and Technological Advice (SBSTTAs) and the COPs stimulate the development of IMCAM. This development could contain a request of change on the Law of the Sea.

キーワード: 統合的海洋沿岸域管理 (IMCAM)、アジェンダ 21、海洋生物多様性保全戦略

**Keywords:** Integrated Marine and Coastal Area Management (IMCAM), Agenda 21, Marine Biodiversity Conservation Strategy of Japan

### 1. はじめに

環境省は、平成 22 年 3 月 16 日に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2010」に基づき、生物多様性条約における国際的な目標や我が国の海洋基本法及び海洋基本計画も踏まえ、平成 23 年 3 月 29 日に「海洋生物多様性保全戦略」を策定したと発表した。<sup>1</sup>この国家戦略は平成 20 年 6 月 6 日に施行された「生物多様性基本法」に基づいて策定されたものであり、今回の国家戦略では、平成 19 年 7 月 20 日に施行された「海洋基本法」や平成 20 年 3 月 18 日に閣議決定された「海洋基本計画」を踏まえた内容となった。

当該保全戦略は、「海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス（海の恵み）を持続可能なかたちで利用すること」を目的とし、戦略の基本的視点の一つとして生物や物質の陸と海とのつながり及び近隣諸国との連携を意識した「海洋の総合的管理」（傍点は筆者、英語表記は *Integrated Management of the Sea*）を掲げている。<sup>2</sup>一方、当該保全戦略が前提とした海洋基本法では、第 6 条において「海洋の総合的管理」（傍点は筆者、英語表記は *Comprehensive Governance of the Oceans*）についての規定を設け、「海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接に関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない」とし、第 25 条において「沿岸域の総合的管理」（傍点は筆者、英語表記は *Integrated Management of Coastal Zones*）についての規定を設け、「自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずる」としている。

このような、沿岸国による「海洋」ないし「沿岸域」の「総合的管理」というのは何を意味するのだろうか。別の言い方をすると、後に見るように、国際法上、海域と陸域というものは、そもそも別々の法的枠組みで理解されてきている。にもかかわらず、その違った法的枠組みにおける管理を総合的

に行うという場合、その取組とはどのような取組となるのだろうか？

本稿では、このような問題意識から、まず国際法における沿岸国による海域部分及び陸域部分の管理について概観する。次に、沿岸域管理が大きく取り上げられるようになる契機を作ったとされるアジェンダ 21 における統合的沿岸域管理(*Integrated Coastal Zone Management: ICZM*)について概観する。<sup>3</sup>そして、統合的海洋沿岸域管理(*Integrated Marine and Coastal Area Management: IMCAM*)を推進してきた生物多様性条約の枠組みの中における議論の展開をたどることとする。さらに、これらの展開を踏まえて、「海洋生物多様性保全戦略」にいう「海洋の総合的管理」について若干の検討を行い、最後に、統合的海洋沿岸域管理の今後について考えてみたい。

なお、本稿では、特に断りがない場合、「総合的」と「統合的」は相互互換可能な語として記述するものとする。また、統合的沿岸域管理及び統合的海洋沿岸域管理などの沿岸域の管理に関する概念についても、国際法上、その違いを特に明確にしなければならない点がない限り、類似の概念として相互互換的に用いるものとする。

### 2. 国際法における海域及び陸域の管理

国際法では、領域主体としての国家を国際社会の基本単位として位置付け、各国が自国領域に対して行使する領域主権を、各国による自国領域の支配及び管理の根拠としている。各国の自国領域は、領土、領海及び領空部分から構成されるのが基本であるが、同じく領域主権が行使されているとはいえ、陸域部分である領土と海域部分である領海では権利義務レベルで見れば違いがある。

即ち、領土部分に関しては、外国軍隊や外国人の通行権は原則として否定され、領域主権の排他性及び優位性が国際法上認められているが、領海部分に関しては、外国船舶の無害通航権が認められており、領域国の領域主権が国際法上一部制限されている。

つまり、領域国が「海洋」ないし「沿岸域」の「総合的管理」するとは、領域国沿岸の陸域部分と海域部分は国際

法の観点から見れば、領域主権の優位性が原則として認められている沿岸陸域部分と領域主権の行使が国際法により制限されている沿岸海域部分では異なった法制度の下にある。それゆえ、領域国が国内法を通じて統合的沿岸域管理を行うとしても陸域部分と海域部分では国際的には異なった法制度として位置づけざるを得ない。

もちろん、個別条約上では、陸域部分と海域部分とをまたがる形での規定を持つものも有る。例えば、国連海洋法条約では、生物資源の保護の観点から、産卵のために海洋から河川に溯河するサケなどや、産卵のために海洋に降河するウナギのように、陸域と海域を跨いで生息する種類の魚種の保存のために、それぞれ特別の規定を設けている。第66条では、溯河性魚種に関して「溯河性資源の発生する河川の所在する国は、当該溯河性資源について第一義的利益及び責任を有する」と溯河性資源の母川国に当該資源の保存義務を課し、一方の第67条では、降河性魚種に関して「降河性の種がその生活史の大部分を過ごす水域の所在する沿岸国は、当該降河性の種の管理について責任を有し、及び回遊する魚が出入りすることができるようにする」と定め、国連海洋法条約締約国の義務を定めている。<sup>4</sup>

また、海洋環境の保護という観点からみても、国連海洋法条約では汚染源毎に異なった規定が置かれ、第207条において「国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を考慮して、陸にある発生源(河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む)からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令」の制定を義務づけ、そして第213条においてその執行を義務づけている。<sup>5</sup>また第208条において「自国の管轄の下で行う海底における活動からまたはこれに関連して生ずる海洋環境の汚染」並びに排他的経済水域及び大陸棚にある「自国の管轄の下にある人工島、施設及び構築物から生ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令」の制定を義務づけ、その執行を第214条において義務づけている。<sup>6</sup>しかしながら、このような陸域と海域を跨ぐ形での沿岸国の措置を求めている条約規定も、当該陸域及び海域に関して、先に見た既存の国際法の枠組みを修正するものではない。また、規定自体が海洋汚染が環境に与える影響を中心に考えられており、生物多様性保護に関連する規定としては、第21条、第56条、第192条や第193条のような一般規定あるいは第197条のような地域協力や国際協力を推奨する規定に留まり、規定自体がほぼ存在しない。<sup>7</sup>それゆえ、国連海洋法条約よりも後に作成された生物多様性条約に基づいて沿岸国によって実施される生物多様性補保護のための措置が、国連海洋法条約において定められた枠の中に収まっているのか否かが問題となり得る。

ところがこの点について、生物多様性条約は、その第22条2項において「締約国は、海洋環境に関しては、海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するようこの条約を実施する。」との規定を置いている。そのため、第一義的には、両条約には抵触が生じないということになる。<sup>8</sup>なお生物多様性条約は、第4条において、条約の適用範囲について規定し、その空間的範囲を「自国の管轄の下にある区域(within the limits of its national jurisdiction)」と「いずれの国の管轄にも属さない区域(beyond the limits of its national jurisdiction)」に区分している。それぞれを国連海洋法条約上の海域区分との関わりで位置づけると、陸域、内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚までが「自国の管轄の下にある区域」となり、公海が「いずれの国の管轄にも属さない区域」となる。

以上を踏まえて考えると、海洋生物多様性保全戦略において示され「海洋の総合的管理」及び海洋基本法第25条に規定された「沿岸域の総合的管理」のいずれも、国連海洋法条約及び生物多様性条約、いずれの条約にも規定された概念ではないということになる。それでは、これらの概念はどこか

ら出てきたのであろうか。

### 3. アジェンダ 21 における統合的沿岸域管理

このような海域と陸域との一体的な管理が国際文書の中で大きく取り上げられたのは1992年「国連環境開発会議(地球サミット)」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」を具体化するための「アジェンダ21」である。<sup>9</sup>

「アジェンダ21」では、第17章に海洋保護の章を設けて、「排他的経済水域を含む沿岸域の統合的管理及び同沿岸域の持続可能な開発」、「海洋環境保護」、「公海の海洋生物資源の持続可能な利用と保全」、「国家管轄の下にある海洋生物資源の持続可能な利用と保全」、「海洋環境の管理及び気候変動の管理についての重大な不確実性への対応」、「地域協力を含む国際協力と調整の強化」そして「小規模な島嶼の持続可能な開発」の7つの分野を設定した。その際、海洋及び沿岸域の管理と開発への新たなアプローチが必要であるとした。そのアプローチは、内容において統合的であり、射程において予防的であり予見できるものでなければならないとされている。<sup>10</sup>その上で、現在の海洋沿岸資源の管理のアプローチは、必ずしも持続可能な開発を実現できると実証できてきておらず、沿岸資源と沿岸環境は、世界の多くで急速に悪化し、蝕まれつつあるとした。<sup>11</sup>

とりわけ、沿岸国が、自国管轄下の沿岸域及び海洋環境の統合的管理及び持続可能な開発を実施するためには、「様々な利用を適合させバランスを促進するために、すべての関連部門を含む形で、政策及び意思決定過程を統合させることを規定すること」、「既存及び計画中の沿岸域利用とそれらの相互関係について明確化すること」、「沿岸域管理に関する適切に規定された課題に集中すること」、「プロジェクトの立案と実施において、主要プロジェクトの影響についての事前評価及び系統的監視を含む、未然防止的かつ予防的アプローチを採用すること」、「汚染、海洋浸食、資源喪失及び生息地破壊を含む、沿岸域及び海域の利用による価値の変化を反映する国家資源(national resource)や環境会計のような手法の展開と適用を促進すること」、「関係する個人、グループ及び組織が、できる限り、関連情報へのアクセスし、協議の機会を与えられ、適切なレベルにおいて計画及び意思決定に参画できるようにすること」が必要であるとした。<sup>12</sup>

また沿岸国は、国地方の両レベルにおいて沿岸域、海洋及び資源の統合的管理と持続可能な開発のための適切な調整機関(ハイレベルな政策立案機関を含む)を設立し、必要に応じて強化を検討しなければならず、さらに、適宜、学術、民間部門、NGO、地方公共団体、資源利用者及び先住民と協議しなければならないとした。<sup>13</sup>

そうすることで、以下の14の項目に備えることが出来るとしている。その項目とは、「土地利用、水使用及び立地政策の準備と実施」、「適切なレベルで、統合的沿岸域海洋管理及び持続可能な開発に関する計画及びプログラムの実施」、「浸食の進む地帯を含む危機的な地域、物理的過程、開発パターン、利用者の対立及び管理のための特定優先事項を査定する海岸プロフィールの作成」、「主要なプロジェクトの事前環境影響評価、系統的監視及び追跡調査、結果を意思決定に系統的に取り入れることも含まれる」、「起こり得る気候変動及び海水位上昇による可能性の高い影響を含む人為的な災害及び自然災害に対する偶発的事故対策計画、並びに原油その他の物質の流出を含む人為的な悪化と汚染に対する偶発的事故対策計画」、「沿岸域の人間の定住地の改善、とりわけ住居、飲料水、下水、固形廃棄物及び産業排水の処理・処分についての改善」、「沿岸域及び海洋環境についての総合的管理及び持続可能な開発の諸目的が達成されることを確実にする外部要因及び現象の影響についての定期的評価」、「質質

した危機的な生息場所の保全と復元」、「定住地、農業、観光、漁業、港湾及び沿岸域に影響を及ぼす諸産業の持続可能な開発に関する部門別プログラムの統合」、「基盤施設の改造及び代替雇用の創出」、「人的資源の開発と訓練」、「一般大衆の教育、意識啓発及び情報プログラム」、「環境上適正な技術及び持続可能な慣行の推進」、「環境の質基準の開発と同時の実施」である。<sup>14</sup>

そして沿岸国は、場合によっては国際機関の支援を求めながら、生物多様性及び自国管轄下の海洋生物種及び生息域の生産性を維持するための措置を講ずるべきであるとし、これらの措置としては、生物多様性の調査、絶滅危惧種と危機的な沿岸及び海洋生息域の一覧表の作成、保護区の設定と管理、そして科学的研究とその結果の普及があり得ると例示されている。<sup>15</sup>

また沿岸国は、沿岸域・海域に影響を及ぼす活動の環境に対する影響を含め、資源の持続可能な利用のための情報を収集、分析、評価し、使用する能力を向上させるべきであるとされ、そのためには、以下の5つの項目について行う必要があるとされている。その項目とは、「沿岸域とすべての海域並びにその資源の評価及び管理のためのデータベースの開発、維持」、「社会経済指標と環境指標の開発」、「沿岸域・海域の環境の状態についての定期的な環境評価の実施」、「持続可能な開発という基準に基づく、沿岸域の資源、活動、利用、生息場所及び保護域のプロフィールの作成、維持」、「情報とデータの交換」である。<sup>16</sup>

このような統合的沿岸域管理を実施するために、諸国は、必要に応じて、統合的沿岸域管理及び統合的沿岸域開発の各国のガイドラインの作成に協力すべきであるとしている。<sup>17</sup> そのために必要な資金について事務局は60億ドルと推計すると共に、そのために必要な技術の途上国への移転を求めている。<sup>18</sup>

また、沿岸国は、科学者、技術者、共同体ベースの管理者を含む管理者及び利用者、指導者、先住民、漁業従事者、女性及び青年などのために、統合的沿岸域管理、統合的海域管理及び持続可能な開発についての教育訓練組織を推進し促進するべきであるとしている。さらに、管理と開発及び環境保護上の関心事と地域計画上の諸論点については、伝統的な生態系知識及び社会文化的な諸価値を正に尊重しつつ、教育カリキュラム及び一般大衆の意識啓発キャンペーンに組み入れられるべきであるとしている。なお、国際機関はこれらの分野に関して沿岸国を支援すべきであるとし、とりわけ開発途上国には特別な注意を払うべきであるとしている。<sup>19</sup> そして、沿岸各国がこのような統合的沿岸域管理に取り組んでいくためには、能力構築(capacity-building)への諸国の全面的な協力が必要であるとしている。<sup>20</sup>

以上に見たように、アジェンダ21において示された統合的沿岸域管理概念は、国連海洋法条約に定められた諸規定に矛盾する内容ではない。しかしながら、沿岸国が、生物多様性を維持するために講じる国内措置、あるいは、自国管轄下の海洋生物種及び生息域の生産性を維持するために講じる国内措置については、場合によっては、国連海洋法条約に定められた内容を超えてしまう可能性が有りうる。

このアジェンダ21に示された統合的沿岸域管理概念に関しては、その後1997年の国連環境開発特別総会において採択された「アジェンダ21実施計画」では、「統合的沿岸域管理の策定と実施に関する適切な政府間メカニズムの間での制度的つながりの強化を含んだ1996年12月16日に採択された国連総会決議A/51/189をすべての政府が実施すべきである」とされている。<sup>21</sup> なお、この国連総会決議は、1995年ワシントンにおいて国連環境計画(UNEP)と米国国務省が共催した会議において採択された「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)」及びワシントン宣言を受け

て、その計画実施のために国際機関間の調整に関する総会決議である。<sup>22</sup> また、1992年の国連環境開発会議(地球サミット)から10年後に開催された2002年ヨハネスブルグ・サミットにおいて採択された「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」では、「排他的経済水域を含む、沿岸域の統合的管理及び沿岸域の持続可能な開発に関するプログラム分野、海洋環境の保護、海洋生物資源の持続可能な利用と保全、海洋環境の管理及び気候変動に関する重大な不確実性への対処、地域を含む国際協力及び国際協調の強化、そして小島嶼の持続可能な開発を通じて、海洋、沿岸域及び海域の持続可能な開発を実現するための行動プログラムであるアジェンダ21第17章の実施を推進する」としている。<sup>23</sup> このように、国連ではアジェンダ21第17章に掲げた統合的沿岸域管理を推し進めてきている。

それでは、1992年の国連環境開発会議(地球サミット)において採択された生物多様性条約の枠組みの中で、この統合的沿岸域管理はどのように取り上げられているのだろうか。

#### 4. 生物多様性条約における統合的海洋沿岸域管理概念の展開

生物多様性条約では、条約の実施状況を常時検討するために、締約国会議(Conference of the Parties: COP)を一定の間隔で開催すると第23条に規定し、また、この条約の実施に関連する科学上及び技術上の助言を与える補助機関(Subsidiary Body for Scientific, Technical and Technological Advice: SBSTTA、以下、科学技術助言補助機関と略す)を設置することを第25条に規定している。

1994年にバハマで開催された第1回の締約国会議(COP1)(以下、第x回締約国会議をCOPxと略す)では、「決定I/7 科学技術助言補助機関」の附属書において、「(第25条2項にある他の規定を考慮に入れつつ)沿岸及び海洋の生物多様性の保全と持続可能な使用についての科学上及び技術上の側面についての助言」をCOP2の場で示すよう求めた。<sup>24</sup>

これを受けて、翌1995年9月パリで開催された第1回科学技術助言補助機関会合(SBSTTA1)(以下、第x回科学技術助言補助機関会合をSBSTTAxと略す)では、「沿岸及び海洋の生物多様性の保全と持続可能な使用についての科学上及び技術上の側面：事務局覚書(UNEP/CBD/SBSTTA/I/8)」が提出され議論が行われた。そして「勧告I/8 沿岸及び海洋の生物多様性の保全と持続可能な使用についての科学上及び技術上の側面(UNEP/CBD/SBSTTA/REC/I/8)」が採択され、その附属書において主要項目として「統合的海域沿岸域管理」、「生物資源と沿岸資産の持続可能な利用」、「海洋文化」、「外来種」の4つが示された。<sup>25</sup>

同年11月にジャカルタで開催されたCOP2では、SBSTTA1報告書が提出された。<sup>26</sup> 議論の結果、「決定II/10 海洋及び沿岸の生物多様性の保全と持続可能な利用(UNEP/CBD/COP/DEC/II/10)」が採択された。<sup>27</sup> 決定では、国連持続可能な開発委員会(CSD)に対してアジェンダ21第17章の再検討を行う際の情報として本決議を送付すること、地球環境ファシリティ(GEF)等の基金機関において本決定が考慮されるよう送付すること等と共に、科学技術助言補助機関に対して先の事務局長覚書についての検討とCOP3における報告を依頼した。この科学技術助言補助機関勧告I/8及び締約国会議決定II/10の両者を合わせてジャカルタマンデートと略称されている。<sup>28</sup> このジャカルタマンデートによって、その後の生物多様性条約における海洋及び沿岸域における生物多様性の保全及び持続可能な利用についての活動プログラムの方向付けがなされることになった。

この決定II/10をうけて1996年9月モンテリオールにおいて開催されたSBSTTA2では、「海洋生物多様性に関する事務

局長報告：事務局覚書(UNEP/CBD/SBSTTA/2/14)」が提出され、今後の検討体制及び検討の流れについて議論が行われた。<sup>29</sup>そして第1回海洋沿岸生物多様性専門家会合の開催などを求める「勧告 II/10 沿岸及び海洋の生物多様性(UNEP/CBD/SBSTTA/REC/II/10)」が採択された。勧告 II/10 では、勧告 I/8 附属において示された4項目の「統合的海洋沿岸域管理」、「沿岸及び海洋の生物資源の持続可能な利用」、「海洋文化」及び「外来種」に加えて、「海洋保護区及び沿岸保護区」が付け加えられて5項目が主要項目として掲げられた。<sup>30</sup>しかしながら、1996年11月に開催されたCOP3では、海洋及び沿岸の生物多様性に関する議論は行われずCOP4に持ち越されることになった。

1997年9月モンテリオールで開催されたSBSTTA3では、第1回海洋沿岸生物多様性専門家会合を踏まえた「海洋及び沿岸の生物多様性の保全と持続可能な利用：事務局長報告(UNEP/CBD/SBSTTA/3/4)」が提出された。<sup>31</sup>これを受けて、「勧告 III/2 沿岸及び海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用についての科学上及び技術上の側面：第一回海洋沿岸生物多様性専門家会合報告及び三カ年活動計画草案の検討(UNEP/CBD/SBSTTA/REC/III/2)」を採択した。<sup>32</sup>当該勧告では三カ年の活動プログラムの要素として、それまでの5項目に関連する「統合的海洋沿岸域管理の実施」、「海洋及び沿岸の生物資源」、「海洋保護区及び沿岸保護区」、「海洋文化」及び「外来種」の他に、「予防的取組の適用」及び「一般項目」が付け加えられ7項目が掲げられた。<sup>33</sup>

1998年5月にブラチスラバで開催されたCOP4では、「海洋沿岸生物多様性に関するジャカルタマンデート」について議論が行われた。<sup>34</sup>会議では、「海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムの実施：事務局長報告(UNEP/CBD/COP/4/5)」をもとに議論が行われた。<sup>35</sup>そして「決定 IV/5 海洋及び沿岸の生物多様性の保全及び持続可能な利用、活動プログラムを含む(UNEP/CBD/COP/DEC/IV/5)」を採択した。<sup>36</sup>決定 IV/5 では、科学技術助言補助機関勧告 III/2 の中で示された7項目の中から「予防的取組の適用」を基本原則として取り入れ、それ以外の6項目をプログラム項目として取り入れた。

1999年6月モンテリオールで開催されたSBSTTA4では「勧告 IV/1 活動プログラム(UNEP/CBD/SBSTTA/REC/IV/1)」の中で、科学技術助言補助機関に対してCOP4で採択された決議 IV/5 の中に珊瑚白化に関する分析を追加するよう勧告した。<sup>37</sup>

SBSTTA4の勧告 IV/1 を受けて2000年1月から2月にかけてモンテリオールで開催されたSBSTTA5では「海洋及び沿岸の生物多様性：活動プログラムの実施ツール及び珊瑚白化の分析：事務局長覚書(UNEP/CBD/SBSTTA/5/7)」が提出され、さらに、「珊瑚白化に関する専門家協議報告：事務局長覚書(UNEP/CBD/SBSTTA/5/INF/11)」が提出された。<sup>38</sup>「勧告 V/6 海洋及び沿岸の生物多様性：活動プログラムの実施ツール及び珊瑚白化の分析(UNEP/CBD/SBSTTA/REC/V/6)」が採択された。<sup>39</sup>

2000年5月にケニアで開催されたCOP5では、「内陸水環境系における生物多様性、海洋及び沿岸の生物多様性及び森林生物多様性に関する活動プログラムの実施(決定 IV/4、IV/5、IV/7の実施)経過報告：事務局長覚書(UNEP/CBD/COP/5/10)」の他に、「統合的海洋沿岸域管理に関連する既存文書レビューと生物多様性条約実施へのそれら既存文書の含意：事務局長覚書(UNEP/CBD/COP/5/INF/6)」など7つの文書が提出され、それを踏まえて「海洋及び沿岸の生物多様性」に関しては、COP決定 IV/5 及びSBSTTA勧告 V/6 の実施について議論が行われた。<sup>40</sup>その結果、「決定 V/3 海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムの実施(決定 IV/5 の実施)経過報告(UNEP/CBD/COP/DEC/V/3)」が採択された。<sup>41</sup>決定 V/3

では「珊瑚礁」をプログラム項目の「海洋及び沿岸の生物多様性」に取り込むことが新たに決定された。

2002年4月にハーグで開催されたCOP6では、「内陸水環境系における生物多様性、海洋及び沿岸の生物多様性、農業生物多様性及び乾燥地と半湿潤地域の生物多様性に関する活動プログラムの実施経過報告：事務局長覚書(UNEP/CBD/COP/6/11)」が提出され、その他に「統合的沿岸域管理と生物多様性条約：条約目的との関わりにおける統合的海洋沿岸域管理文書についての一分析(UNEP/CBD/COP/6/INF/32)」など11の文書が提出された。<sup>42</sup>しかしながら採択された「決定 VI/3 海洋沿岸生物多様性(UNEP/CBD/COP/DEC/VI/3)」の中では統合的海洋沿岸域管理については一切触れられなかった。<sup>43</sup>

2003年3月にモンテリオールで開催されたSBSTTA8では、「海洋及び沿岸の生物多様性：活動プログラムのレビュー、追加検討及び精緻化：事務局長覚書(UNEP/CBD/SBSTTA/8/9)」などが提出された。また、「海洋及び沿岸の生物多様性についての速観：方法論及びガイドラインの展開に関する経過報告：事務局長覚書(UNEP/CBD/SBSTTA/8/INF/13)」及び「海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムのレビューにおいて用いた追加情報：事務局長覚書(UNEP/CBD/SBSTTA/8/INF/15)」など9つの文書が提出された。<sup>44</sup>そして「勧告 VIII/3 海洋及び沿岸の生物多様性：活動プログラムのレビュー、追加検討、精緻化(UNEP/CBD/SBSTTA/REC/VIII/3)」が採択された。<sup>45</sup>また勧告には「統合的沿岸域管理実施に関するアドホック技術専門家グループ(Ad Hoc Technical Expert Group on Implementation of Integrated Marine and Coastal Management [IMCAM]: AHTEG-IMCAM)に関する考慮事項案」が附属書としてつけられ、海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムのプログラム要素1(IMCAM)の下での活動、ラムサール条約ガイドライン関連ある地域イニシアチブ、海洋保護区及び沿岸保護区に関するアドホック技術専門家グループ及び海洋文化に関するアドホック技術専門家グループの結論、持続可能な開発世界サミットの実施プランの関連あるセクション及び締約国によって特定された実施への障害についてのレビューを行い、締約国に対して国内的及び地域的に統合的海洋沿岸域管理を実施していく上での障害を克服するために用いることの出来るツールの適用の手引きを提供することなどを求めた。<sup>46</sup>

2004年2月にクアランプールで開催されたCOP7では、「内陸水環境系における生物多様性及び海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムの実施経過：事務局長覚書(UNEP/CBD/COP/7/12)」や「海洋及び沿岸の生物多様性に関する精緻化された活動プログラム：事務局長覚書(UNEP/CBD/COP/7/12/Add.2)」など9つの文書が提出され議論が行われた。<sup>47</sup>採択された「決定 VII/5 海洋及び沿岸の生物多様性(UNEP/CBD/COP/DEV/VII/5)」では、活動プログラムの期間を6年延長すること及び資金メカニズム通じての開発途上国締約国向けの援助検討などを決定した。さらに、附属書Iによって統合的沿岸域管理実施に関するアドホック技術専門家グループを設置した。<sup>48</sup>

2006年3月にクリチバで開催されたCOP8では、「統合的海洋沿岸域管理の実施強化：事務局長覚書(UNEP/CBD/COP/8/26/Add.1)」など3つの文書、及び「統合的沿岸域管理実施に関するアドホック技術専門家グループ報告(UNEP/CBD/COP/8/INF/23)」が提出され議論が行われた。<sup>49</sup>採択された「決定 VIII/22 海洋及び沿岸の生物多様性：統合的海洋沿岸域管理の実施強化(UNEP/CBD/COP/DEC/VIII/22)」では、締約国に統合的海洋沿岸域管理の実施強化のための措置を国別レポートで報告すること及び事務局長に統合的海洋沿岸域管理の成功及び不成功事例の検討を行うこと、COP10の前に開催される科学技術助言補助機関での検討のために得られた

教訓を提示することを求めた。<sup>50</sup>

2008年5月にボンで開催されたCOP9では、「決定IX/20 海洋及び沿岸の生物多様性(UNEP/CBD/COP/DEC/IX/20)」が採択された。決定では、事務局長に、締約国、政府及び関連ある機関と共同で、冷水性珊瑚及び他の海洋生物多様性に対して潜在的に重大な脅威として特定される利用可能な海洋の酸性化の科学的情報、及びその海洋生物多様性及び生息地への影響について検討、及びそのような情報が、COP10以前に開催される将来の科学技術助言補助機関会合の検討において、利用可能となるよう要請した。<sup>51</sup>

2010年5月にナイロビで開催されたSBSTTA14では「海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムの実施の詳細レビュー：事務局長覚書(UNEP/CBD/SBSTTA/14/4)」が提出され、その他に「海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムの実施についての報告(UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/2)」など7つの文書が提出され議論された。<sup>52</sup>採択された「勧告XIV/3 海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムの実施の詳細レビュー(UNEP/CBD/SBSTTA/REC/XIV/3)」では、改訂される生物多様性条約の戦略目標及び合意される2010年後目標に含まれている特定指標及びスケジュールに、海洋と沿岸の生物多様性に関する作業プログラム目標の足並みを揃えること、及び、海洋保護区に関する2012年目標の実施に向けた検討の中で、生態的及び生物学的に重要な海域(EBSAs)の定義状況を再検討することを決定した。<sup>53</sup>

2010年10月に名古屋で開催されたCOP10では、「主要活動プログラム：将来の行動への提案についての経過報告と検討：事務局長覚書(UNEP/CBD/COP/10/20)」及び「生物多様性条約締約国会議第10回会合の決議草案：事務局長覚書(UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2/Rev.1)」が提出され、さらに2つの文書が提出され議論が行われた。<sup>54</sup>採択された「決定X/29 海洋及び沿岸の生物多様性(UNEP/CBD/COP/DEC/X/29)」では、生物多様性戦略プラン2011-2020年及び愛知生物多様性目標に含まれている特定指標及びスケジュールから2020年までの戦略計画について海洋と沿岸の生物多様性に関する作業プログラム目標において足並みを揃えること及び海洋保護区に関する2012年目標の実施に役立つ活動の検討の一部として、生態的及び生物学的に重要な海域(EBSAs)の地位及び科学的基準の適用結果についての再検討することを決定した。また、締約国に対して、国の能力と状況を勘案しつつ、国家レベルの活動を実施し、陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)に関連する活動に協力するよう要請した。さらに事務局長に対して、海洋環境と沿岸環境への侵略的外来種の管理をより良く理解し、締約国間において共同作業の成果を利用できるようにするため、他の関連ある組織と共に作業することなど14項目を要請した。<sup>55</sup>

次に、検討してきたアジェンダ21における統合的沿岸域管理概念及び生物多様性条約締約国会議における統合的海洋沿岸域管理概念を踏まえ、「海洋生物多様性保全戦略」にいう「海洋の総合的管理」について若干の検討を加えてみたい。

## 5. 「海洋生物多様性保全戦略」にいう「海洋の総合的管理」についての若干の検討

平成23年に策定された「海洋生物多様性保全戦略」では、「海洋の総合的管理」が対象とする「海洋」を「沿岸域」と「外洋域」を合わせた空間として位置づけている。<sup>56</sup>

そもそも、沿岸域の概念が我が国において初めて明確に打ち出されたのは、昭和52(1977)年11月4日に閣議決定された第三次全国総合開発計画においてである。<sup>57</sup>そこでは「沿岸域の保全と開発」について「海岸線をはさむ陸域と海域を

沿岸海域(沿岸域)として一体的にとらえ、多面的な利用が可能な空間として特色を十分に活かしつつ、自然的特性、地域的特性、生態的環境に応じて、保全と利用を一体的に行う必要がある。」(傍点は筆者)としている。<sup>58</sup>

ところが、この「海岸線をはさむ陸域と海域を沿岸海域(沿岸域)」の実際上の範囲については諸説あり一致を見ていなかった。例えば、昭和62年6月30日に閣議決定された第4次全国総合開発計画(以下、四全総)にあわせて、建設省(現国土交通省)建設技術開発会議海洋開発部会が昭和63年3月29日に提言した「沿岸域の総合的な利用方策について(提言)」では、地方公共団体が四全総に従って策定する沿岸域の総合的な利用計画を定めるに当たっての「『沿岸域総合利用指針』を策定することが極めて有効な方策である。」としたが、沿岸域の実際上の範囲については何ら提言を行わなかった。

また、当該提言に従って各都道府県が策定した「指針」においても、沿岸域の範囲については、沿岸海域側で、水深20m、水深50m、沿岸5kmあるいは記述なしなどとなっており、沿岸陸域側でも、海岸線から1km程度、沿岸海域と密接に関わりのある範囲、旧海岸線・湾岸道路等、あるいは記述なしなどとなっており、概ねの範囲が推定されるに過ぎない。<sup>59</sup>

さらに、2007年7月20日に施行された「海洋基本法」においても、第25条において「一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸域の海域及び陸域・・・(以下略)」と規定するだけであって具体的な距離や範囲は明示されることはなかった。<sup>60</sup>

これに対して、今回の「海洋生物多様性保全戦略」では、先に指摘したように「海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス(海の恵み)を持続可能なかたちで利用することを目的」として、「主として排他的経済水域までの我が国の管轄権を行使できる海域を対象とし、海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本的な視点と施策を展開すべき方向性を示す」としている。<sup>61</sup>その中で、海域区分に関しては、影響要因を把握する際に、「陸域との関連性が強く、藻類などの第一次生産者が育成するなど特異な生態系が形成されている『沿岸域』と陸域からの影響が比較的少なく、生態系も沿岸域とは異なる『外洋域』は区分して考える必要がある」としている。その上で、沿岸域の範囲については、「水深200m以浅の大陸棚海域から潮間帯を沿岸域として、人間活動の影響を強く受ける海域」と定義している。<sup>62</sup>

また、「海洋の総合的管理」に関しては、海洋基本計画及び生物多様性国家戦略においてしめされた、「国連海洋法条約をはじめとする海洋に関する国際ルールに基づく適正な権利の行使、義務の履行、国際協調に留意する必要がある」こと、及び「生態系全体を統合的に管理しようとするエコシステムアプローチの考え方を踏まえ、科学的知見に基づいて、予防的かつ順応的な管理や利用が行われること、また、関係者が広く情報を共有し、社会的な選択として管理や利用の方向性を決めること」が重要であるとしている。<sup>63</sup>以上のことから、少なくとも「海洋生物多様性保全戦略」では、これまでの国際法の枠組みを超えるような内容は述べられていない。

このように、海洋基本法第6条ないし第25条に規定された「海洋の総合的管理」ないし「沿岸域の総合的管理」、及び「海洋生物多様性保全戦略」において示された「海洋の総合的管理」のいずれも、沿岸国の海洋政策のあり方を示す用語ではあるが、それ自体が従来の国際法の枠組みと抵触をもたらす概念ではない。

## 6. 統合的海洋沿岸域管理の今後について

これまで見てきたように、生物多様性条約締約国会議において議論されてきている統合的海洋沿岸域管理概念は、まずアジェンダ 21 において、国連海洋法条約及び生物多様性条約によって定められた国際法の枠組みの中で各国が海洋環境保護のために取るべき政策の一つとして、統合的沿岸域管理概念という形で登場し、科学技術助言補助機関において行われた議論と勧告及び、それを踏まえた生物多様性条約締約国会議における議論と決定によって展開されてきたと理解するのが適切であろう。

統合的海洋沿岸域管理の現状に関しては、2010年5月に開催されたSBSTTA14において提出された「海洋及び沿岸の生物多様性に関する活動プログラムの実施についての報告(UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/2)」において次のように報告されている。第二回国別報告書当時は、回答国の28%が統合的海洋沿岸域管理の機構上、行政上及び立法上の手配を行っていたに過ぎなかったが、2005年の第三次国別報告書によると、生物多様性条約の全締約国の78.43%が、海洋環境に流入する堆積物及び肥沃物を減少させるために(集水池管理を含む)統合的海洋沿岸域管理法を制定している。2005年以降の最新情報は無いとはいえ、様々な形態での統合的海洋沿岸域管理の実施が現状においても、以前に比べて盛んになってきていることは間違いなさそうだとのことである。<sup>64</sup>その上で、全世界における統合的海洋沿岸域管理の実施状況は比較的良好だとしている。<sup>65</sup>その意味では、アジェンダ 21 第 17 章で掲げていた「排他的経済水域を含む沿岸域の統合的管理及び同沿岸域の持続可能な開発」という項目は何らかの形で実施あるいは実施準備中という次元でみれば、ひとまず達成されつつあると評価できよう。

その一方で、統合的海洋沿岸域管理が用いられる対象範囲という観点で見ると、対象領域は拡大傾向にある。当初、統合的海洋沿岸域管理が対象とすべき沿岸域に影響を与える主要分野としては、建設、鉱物開発、伐採、分水界管理、入植、レクリエーション、観光、マングローブ管理、農業、船舶航行及び漁業であった。<sup>66</sup>ところが近年では、統合的海洋沿岸域管理が、下水、栄養素、残留性有機汚染物質(POPs)及び重金属、廃水処理、富栄養化(eutrophication)、環境評価及びモニタリング、環境再生及び大規模海洋生態系(Large Marine Ecosystem)、海洋酸性化(ocean acidification)などの分野でも展開されている。<sup>67</sup>このような展開の中で、生物多様性条約以外の条約、たとえば国連海洋法条約、気候変動枠組み条約(UNFCCC)、ラムサール条約、1972年ロンドン条約(LC)及び1996年ロンドン条約議定書(LP)など、であっても統合的海洋沿岸域管理に関連ある条約として位置づけられるようになってきている。すなわち、生物多様性条約とその他の多数国間条約との規定内容の交錯の可能性について注意を要する状況が生じているということになる。<sup>68</sup>

例えば、生物多様性条約締約国会議の中でも議論されてきている海洋保護区(Marine Protected Area: MPA)を例にとると、海洋保護区概念自体は国際法上確立しているものではなく、国際法上どのような規制が許されているのか明確ではないとされている。<sup>69</sup>それゆえ、生物多様性条約の締約国が国内法に基づいて海洋保護区を設定した場合に、関連する多数国間条約である国連海洋法条約の認める他国の海域使用の権利を侵害するような内容を含む場合には、沿岸国による新たな国家管轄権の主張となり、国連海洋法条約による海洋法秩序のバランスを崩す可能性があるといえよう。<sup>70</sup>

しかしながら、他の国際条約に根拠をおかない沿岸国による海洋保護区の設置が、国連海洋法条約上の沿岸国の義務と消極的ないし積極的に抵触している場合と、生物多様性条約上の義務及び生物多様性条約締約国会議の決定に即した沿

岸国による海洋保護区の設定が、国連海洋法条約上の沿岸国の義務に消極的ないし積極的に抵触している場合を比べるとその意味合いは異なっているように思われる。即ち、前者は、国連海洋法条約に対する沿岸国による挑戦ないし違反であるのに対して、後者は、単なる沿岸国による国連海洋法条約に対する挑戦ないし違反ではなく、生物多様性条約締約国会議の場を通じた国連海洋法条約の解釈を通じた新たな国家実行となる可能性を秘めているのではないだろうか。例えば、トルコ代表は、生物多様性条約締約国会議の場で、一度ならず国連海洋法条約における自国の権利を留保するとの発言を繰り返してきている。このことは、生物多様性条約締約国会議における決定が、これまで国連海洋法条約が規律してきた国際海洋法分野に関して、新たな国家実行の形成だけに留まらず、新たな国際ルール形成も行っている一つの証左として見ることも出来るのではないだろうか。

その意味で、統合的海洋沿岸域管理は、従前の国連海洋法条約を中心とした国際法の枠組みの中での各国における導入という段階を超え、従前の国連海洋法条約を中心とする国際法の枠組みの変革を求め一つの要因として機能し始めていると見ることも出来る。

\*謝辞: 本稿は、福岡工業大学総合研究機構平成 21 年度研究員「国際法上の統合的沿岸域管理概念に関する研究」による成果の一部である。

### 参考文献

- 生物多様性国家戦略は、1992年5月に採択された「生物多様性条約」第6条に定められた条約締約国の義務に基づいて策定された戦略である。環境省「海洋生物多様性保全戦略 本文(日本語版)」[http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/pdf/pdf\\_honbun.pdf](http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/pdf/pdf_honbun.pdf) (visited: 20th August 2012).
- 環境省「海洋生物多様性保全戦略 本文(日本語版)」(2011)及びMinistry of Environment, *Marine Biodiversity Conservation Strategy*, (2011), [http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/pdf/pdf\\_eng\\_honbun.pdf](http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/pdf/pdf_eng_honbun.pdf) (visited: 20th August 2012)を参照した。
- 統合的沿岸域管理に関しては、Alicia Barcena, "UNCED and Ocean and Coastal Management", *Ocean & Coastal Management*, Vol.18 (1992) pp.15-53, esp. pp.26-28 を参照した。なお、統合的沿岸管理(Integrated Coastal Management: ICM) 一般に関してはAdalberto Vallega, *Fundamentals of Integrated Coastal Management* (Kluwer Academic Pub., 1999) pp.14-17を参照した。
- Satya N. Nandan and Shabtai Rosenne, *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary*, Volume II (Martinus Nijhoff, 1993) pp.665-686.
- Shabtai Rosenne and Alexander Yankov, *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary*, Volume IV (Martinus Nijhoff, 1990) pp.125-134 and 214-221.
- Id.*, pp.135-166 and 222-226.
- Supra* note 4, pp.184-203 and 521-544; *supra* note 5, pp.35-49 and 77-81.
- 生物多様性条約と他の条約との抵触問題については、田上麻衣子「生物多様性条約(CBD)とTRIPS協定の整合性をめぐって」『知的財産法政策学研究』Vol.12 (2006) pp.163-183を参照した。
- Donald Rothwell and Tim Stephens, *The International Law of the Sea* (Hart Pub., 2010) p.473を参照。アジェンダ21第17章の日本語訳については、環境庁・外務省[監訳]『アジェンダ21-持続可能な開発のための人類の行動計画-(92地球サミット採択文書)』(エネルギージャーナル社、1993年) 218-251頁を適宜参照した。採択背景についてはAlicia Barcena, "UNCED and Ocean and Coastal Management", *Ocean & Coastal Management*, Vol.18 (1992) pp.15-53が詳しい。
- UN, *Agenda 21*, A/CONF.151/26/REV.1 (Vol. II), para.17.1.
- Id.*, para.17.4.
- Id.*, para.17.5.
- Id.*, para.17.6.
- Id.*, para.17.6.
- Id.*, para.17.7.
- Id.*, para.17.8.
- Id.*, para.17.11.
- Id.*, paras.17.12-14.
- Id.*, paras.17.15-16.
- Id.*, para.17.17.
- UN, *Programme for the Further Implementation of Agenda 21*, A/RES/S-19/2, para.36.
- 陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)に関してはUNEP, *Global Programme of action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities*, UNEP(OCA)/LBA/IG.2/7 及び UNEP, *Report of the*

*Intergovernmental Conference to Adopt a Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities*, UNEP(OCA)/LBA/IG.2/6を参照した。

<sup>23</sup> UN, *Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development*, A/CONF.199/20, para.30.

<sup>24</sup> UNEP, *Decision I/7 Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice*, UNEP/CBD/COP/DEC/I/7, esp. Annex, para.5.5.3.

<sup>25</sup> UNEP, *Recommendation I/8 Scientific, Technical and Technological Aspects of Conservation and Sustainable Use of Coastal and Marine Biological Diversity*, UNEP/CBD/SBSTTA/REC/I/8, esp. Annex to Recommendation I/8.

<sup>26</sup> UNEP, *Scientific, Technical and Technological Aspects of the Conservation and Sustainable Use of Coastal and Marine Biological Diversity: Note by the secretariat*, UNEP/CBD/SBSTTA/1/8.

<sup>27</sup> UNEP, *Decision II/10 Conservation and Sustainable Use of Marine and Coastal Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/DEC/II/10.

<sup>28</sup> Maas M. Goote, "The Jakarta Mandate on Marine and Coastal Biodiversity", *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol.12 (1997) pp.377-395, esp. p.377 and Gaëtan Verhoosel, "Prospecting for Marine and Coastal Biodiversity: International Law in Deep Water?", *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol.13 (1998) pp.91-104, esp. p.93.

<sup>29</sup> UNEP, *Report by the Executive Secretary on Marine and Coastal Biological Diversity: Note by the Secretariat*, UNEP/CBD/SBSTTA/2/14.

<sup>30</sup> UNEP, *Recommendation II/10 Coastal and Marine Biological Diversity*, UNEP/CBD/SBSTTA/REC/II/10.

<sup>31</sup> UNEP, *Conservation and Sustainable Use of Marine and Coastal Biological Diversity: Report by the Executive Secretary*, UNEP/CBD/SBSTTA/3/4, paras. 39-42.

<sup>32</sup> UNEP, *Report of the Third Meeting of the Subsidiary Body on Scientific Technical and Technological Advice*, UNEP/CBD/COP/4/2, paras.44-50.

<sup>33</sup> UNEP, *Recommendation III/2 Scientific, technical and Technological Aspects of the Conservation and Sustainable Use of Coastal and Marine Biological Diversity: Report of the First Meeting of Experts on Marine and Coastal Biological Diversity and Consideration of a Draft Three-Year Work Plan*, UNEP/CBD/SBSTTA/REC/III/2, esp. Annex to Recommendation III/2.

<sup>34</sup> UNEP, *Report of the Fourth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/4/27, paras.85-92.

<sup>35</sup> UNEP, *Implementation of the Programme of Work on Marine and Coastal Biological Diversity: Report of the Executive Secretary*, UNEP/CBD/COP/4/5.

<sup>36</sup> UNEP, *Decision IV/5 Conservation and Sustainable Use of Marine and Coastal Biological Diversity, including a Programme of Work*, UNEP/CBD/COP/DEC/IV/5.

<sup>37</sup> UNEP, *Recommendation IV/1 Programme of Work*, UNEP/CBD/SBSTTA/REC/IV/1, esp. para.6.

<sup>38</sup> UNEP, *Report of the Fifth Meeting of the Subsidiary Body on Scientific Technical and Technological Advice*, UNEP/CBD/COP/5/3, paras.87-96.

<sup>39</sup> UNEP, *Recommendation V/6 Marine and Coastal Biological Diversity: Implementation Tools for the Programme of Work and Analysis of Coral Bleaching*, UNEP/CBD/SBSTTA/REC/V/6.

<sup>40</sup> UNEP, *Report of the Fifth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/5/23, paras.86-101.

<sup>41</sup> UNEP, *Decision V/3 Progress Report on the Implementation of the Programme of Work on Marine and Coastal Biological Diversity (Implementation of Decision IV/5)*, UNEP/CBD/COP/DEC/V/3.

<sup>42</sup> UNEP, *Report of the Sixth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/6/20, paras.89-107.

<sup>43</sup> UNEP, *Decision VI/3 Marine and Coastal Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/DEC/VI/3.

<sup>44</sup> UNEP, *Report of the Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice on the Work of its Eighth Meeting*, UNEP/CBD/COP/7/3, paras.98-99.

<sup>45</sup> UNEP, *Recommendation VIII/3 Marine and Coastal Biodiversity: Review, Further Elaboration and Refinement of the Programme of Work*, UNEP/CBD/SBSTTA/REC/VIII/3.

<sup>46</sup> *Id.*, Annex: Draft Terms of Reference for an Ad Hoc Technical Expert Group on Implementation of Integrated Marine and Coastal Area Management (IMCAM).

<sup>47</sup> UNEP, *Report of the Seventh Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/7/21, paras.168-188.

<sup>48</sup> UNEP, *Decision VII/5 Marine and Coastal Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/DEC/VII/5.

<sup>49</sup> UNEP, *Report of the Eighth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/8/31, paras.371-391.

<sup>50</sup> UNEP, *Decision VIII/22 Marine and Coastal Biological Diversity: Enhancing the Implementation of Integrated Marine and Coastal Area Management*, UNEP/CBD/COP/DEC/VIII/22.

<sup>51</sup> UNEP, *Decision IX/20 Marine and Coastal Biodiversity*, UNEP/CBD/COP/DEC/IX/20, esp. para.4.

<sup>52</sup> UNEP, *Report of the Ninth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/9/29, paras.278-295.

<sup>53</sup> UNEP, *Recommendation XIV/3 In-depth Review of the Implementation of the Programme of Work on Marine and Coastal Biological Diversity*, UNEP/CBD/SBSTTA/XIV/3.

<sup>54</sup> UNEP, *Report of the Tenth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/10/27, paras.297-310.

<sup>55</sup> UNEP, *Decision X/29 Marine and Coastal Biodiversity*, UNEP/CBD/COP/DEC/X/29.

<sup>56</sup> 我が国の海の管理制度全般については、国土交通省河川局海岸室 [監修] 『海岸 -50年のあゆみ-』(社団法人 全国海岸協会、2008年) 359-376頁を参照した。

<sup>57</sup> 沿岸域の管理に関する検討自体は、当時の建設省が昭和46年の第68回国会への提出を目指して作成されていた「沿岸海域の公共的管理に関する法律(案)」にまでさかのぼることが出来る。国土交通省河川局海岸室「沿岸域管理を取り巻く情勢」『河川』736号(2007年)7-10頁、7頁。

<sup>58</sup> [http://www.kokudokeikaku.go.jp/document\\_archives/ayumi/24.pdf](http://www.kokudokeikaku.go.jp/document_archives/ayumi/24.pdf)

<sup>59</sup> 「沿岸域」概念についての概観したものととして、梅田和男「沿岸域および海域にかかる管理法制について」、成田頼明・西谷 剛 [編] 『海と川をめぐる法律問題』(良書普及会、1996年) 29-48頁を参照した。

<sup>60</sup> 横内憲久「海洋基本計画における沿岸域の位置づけ」『沿岸域学会誌』第21巻1号(2008年) 12-17頁。

<sup>61</sup> 環境省「海洋生物多様性保全戦略」(平成23年3月) 8頁。

<sup>62</sup> 同、17頁。

<sup>63</sup> 同、20頁。

<sup>64</sup> UNEP, *Report of Implementation of the Programme of Work on Marine and Coastal Biological Diversity*, UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/2, para.54.

<sup>65</sup> *Id.*, para.71.

<sup>66</sup> UNEP, *Report by the Executive Secretary on Marine and Coastal Biological Diversity: Annex 2*, UNEP/CBD/SBSTTA/2/14, p.16, para.6.

<sup>67</sup> UNEP, *In-depth Review of the Implementation of the Programme of Work on Marine and Coastal Biological Diversity*, UNEP/CBD/SBSTTA/14/4, pp.11-12 paras.17-18.

<sup>68</sup> 多数国間条約と他の法との交錯一般については、小寺彰、奥脇直也「多数国間条約体制の意義と課題-企画の趣旨」『ジュリスト』No.1409 (2010年) 8-10頁を参照した。

<sup>69</sup> 海洋保護区については、田中則夫「国際法における海洋保護区の意義」『国際法学の地平: 歴史、理論、実証: 大沼保昭先生記念論文集』(東信堂、2008年)、石橋可奈美「海洋環境保護とPSSA(特別敏感海域)-海域別規制を基盤とする関連保護措置とその限界-」『香川法学』第26巻3・4号(2007年) 271-307、加々美康彦「海洋保護区-場所本意の海洋管理-」、栗林忠男、秋山昌廣 [編] 『海の国際秩序と海洋政策』(東信堂、2006年) 185-223頁などを参照した。

<sup>70</sup> 奥脇直也「国際法から見た国内法整備の課題」山本草二 [編] 『海上保安法制』(三省堂、2009年) 420-464頁、とりわけ445頁。

(平成24年8月31日脱稿)